

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省30-5-3)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-3 経営安定・取引適正化			
施策の概要	消費税や原材料・エネルギーコストの転嫁対策、下請事業者の連携促進や下請代金法の厳正な運用等を通じて中小企業・小規模事業者の経営安定化や取引適正化を図る。					
達成すべき目標	・消費税や原材料・エネルギーコストの増加分を円滑かつ適正な転嫁等の取引の適正化を目指す。					
施策の予算額、執行額等	区分		28年度	29年度	30年度	令和元年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,424	6,401	6,254	4,437
		補正予算(b)	402	▲ 45	60,770	0
		繰越し等(c)	17,348	49	▲ 4,931	
		合計(a+b+c)	22,174	6,405	62,093	
執行額(百万円)		8,533	5,440	61,338		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、「日本再興戦略2016」「経済財政運営と改革の基本方針2016」「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」(平成27年4月2日経済の好循環実現に向けた政労使会議決定)、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定)、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)					

測定指標	1	取引の適正化	施策の進捗状況(実績)				目標値	達成
			<p>平成30年度から、実効性の高い指導の強化を目的に下請法調査手法の見直しを行ったところ。したがって、平成30年度から、指導の実績割合について、立入検査を実施した事業者のうち、実体規定違反を行った事業者の割合に変更とした。</p> <p>平成30年度の親事業者への立入検査は830社に対して実施し、そのうち、下請代金法違反行為又はそのおそれに当たる489社に対して行政指導を行ったことから、目標値を超える実績となった。</p>				平成30年度	達成
						下請代金法違反行為を抑制するため、2割の親事業者に対し指導することを目標とする。		

参考指標	1	日銀短観における中小企業の業況判断DI	基準値	実績値						
			-	29年Ⅰ期	29年Ⅱ期	29年Ⅲ期	29年Ⅳ期	30年Ⅰ期	30年Ⅱ期	30年Ⅲ期
			-	5	7	9	11	11	11	12
	2	東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	基準値	実績値						
-			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
		-	10,536	9,543	8,684	8,381	8,367	8,111	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	消費税や原材料・エネルギーコストの増加分を円滑かつ適正な転嫁等の取引の適正化を目指すため、平成30年度において、下請代金法に基づく立入検査を830社に実施し、約6割の親事業者に対し指導を行っており、目標を達成。
	施策の分析	<p>・中小企業者の取引条件の改善を図るため、全国48か所に設置した下請かけこみ寺において企業間取引に関する相談対応や、「下請代金法」に基づく書面調査や立入検査等を実施した。また、下請取引に関する状況や課題を把握することを目的として大企業、中小企業者双方に対する大規模調査を行った。加えて、「下請中小企業振興法」に基づき、中小企業者が行う取引先拡大に向けた取組の支援、インターネット上の受発注情報登録システム「ビジネス・マッチング・ステーション」を通じた中小企業者の取引あっせん事業を実施した。</p> <p>・消費税の転嫁対策として、全国に409名の転嫁対策調査官を配置し、違反行為を受けている事業者の相談対応、違反事業者に関する調査など消費税の転嫁拒否等の行為の監視、取締りを実施した。</p> <p>・上記取組を通じて、取引の適正化の目標が達成されており、各事業(達成手段)は、本施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると考えられる。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>・価格転嫁の状況や取引価格に関する大規模調査の結果を踏まえ、下請企業へのヒアリングの実施、下請ガイドラインや自主行動計画の実効性を高めるための取組、下請かけ込み寺の機能拡充や下請代金法等の講習会等による下請等中小企業の価格交渉力の強化など、取引条件の改善に必要な対策を講じる。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	中小企業白書(経済産業省)、全国企業倒産状況(東京商工リサーチ)、全国企業短期経済観測調査(日本銀行)
---------------------------	---

担当部局名	中小企業庁長官官房総務課	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	--------------	----------	--------